項、第百六十条の二から第百六十条の四まで並びに第百六十二条の二から第百六十二条の十一までを除く。）の規定によつて組合に提出すべき書類に添えなければならない書類について、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

**別表第1号表**

第1号表の1

短期経理

資産、負債及び純資産勘定科目（貸借対照表勘定科目）

［表　略］

利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）

| 借方 | | | 貸方 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 大項目 | 中項目 | 小項目 |
| 経常費用 | ［略］ | ［略］ | 経常収益 | ［略］ | ［略］ |
| | 附加給付 | 結婚手当金 | | | |
| | ［略］ | ［略］ | | | |

別表第1号表

第1号表の1

短期経理

資産、負債及び純資産勘定科目（貸借対照表勘定科目）

［表　同上］

利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）

| 借方 | | | 貸方 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 大項目 | 中項目 | 小項目 |
| 経常費用 | ［同上］ | ［同上］ | 経常収益 | ［同上］ | ［同上］ |
| | 附加給付 | 結婚手当金 | | | |
| | ［同上］ | ［同上］ | | | |
| | 老人保健拠出金 | 医療費拠出金 | | | |
| | ［同上］ | ［同上］ | | | |
| | | 事務費拠出金 | | | |
| | | ［同上］ | | | |

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

**附　則**

この命令は、平成三十一年四月十五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第百十条の八及び別表第1号表の1の改正規定　平成三十一年四月一日

二　目次、第百二条第二項、第百四条の二、第百六条の五、第百十条の四、第百十条の四の二、第百十条の六、第百十条の七、第百十三条、第百九十条、附則第二十七条、附則第三十九条及び附則第三十九条の二の改正規定（附則第二十七条の改正規定にあつては、同条の表改正前施行規程第百二十条第一項第一号に係る部分及び改正前施行規程第百二十八条の二第一項第一号の項の次に改正前施行規程第百二十八条の二第一項第三号の項を加える部分に限る。）　平成三十一年七月一日

**○内閣府財務省令第二号**

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）を実施するため、預金保険法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

財務大臣　麻生　太郎

預金保険法施行規則の一部を改正する命令

預金保険法施行規則（昭和四十六年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （勘定間の資金の融通）<br>**第十八条の二**　機構は、一般勘定と危機対応勘定との間に限り、資金の融通をすることができる。 | ［条を加える。］ |

2　前項の資金の融通は、融通をする勘定からその融通を受ける勘定への貸付けとして整理するものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**附　則**

この命令は、公布の日から施行する。

**○内閣府厚生労働省令第三号**

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条第一項及び第二項の規定に基づき、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

厚生労働大臣　根本　匠

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令（平成二十七年内閣府厚生労働省令第四号）の一部を次の表のように改正する。